

社会福祉法人花咲会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人花咲会の役員及び評議員等に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 法人の理事長に対し、勤務実態に応じて報酬を支給する。ただし、職員を兼務する理事長には、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、月額 20,000 円とする。

(支給方法)

第3条 理事長の報酬は、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(出張旅費)

第4条 法人業務のために役員が出張する場合は、交通費を実費費用弁償できる。

2 職員を兼務する役員については、法人の旅費規程に準ずる。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会及び法人業務として出席した場合の費用弁償額は、1回につき 5,000 円とする。

2 評議員選任・解任委員会の出席者も費用弁償額は、1回につき 5,000 円とする。

附 則

この規程は、平成15年 5月27日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。